

令和元年 10月から幼児教育・保育の無償化が始まります

○無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定^{※1}」を受ける必要があります。

※1 認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用されている方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。そのため、認可保育所の利用と同等の要件が必要になります。詳しくは同封の『幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付認定」の手続きのご案内』をご参照ください。

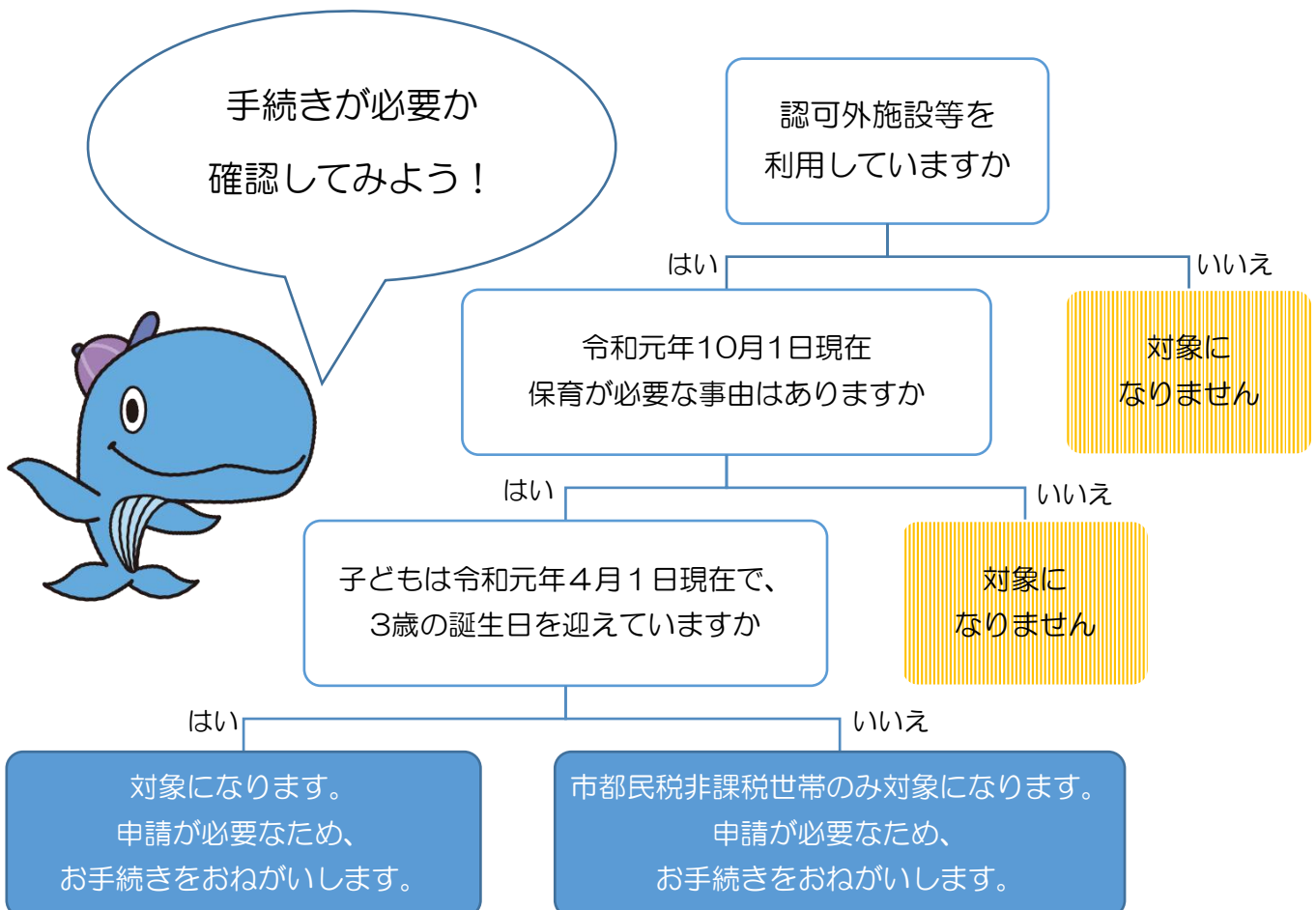
○3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さん^{※2}の利用料は、月額3.7万円までが無償化の対象となります。

※2 0歳児クラスから2歳児クラスまでの市民税非課税世帯のおさんは、月額4.2万円までの利用料が無償化の対象になります。

○幼稚園、保育所、認定こども園に加え、認可外保育施設^{※3}、一時預かり事業、病時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となります。

※3 都道府県に届出をしている一般的な認可外保育施設、認証保育施設、居宅内保育（ベビーシッター）、認可外の事業所保育施設等を指します。

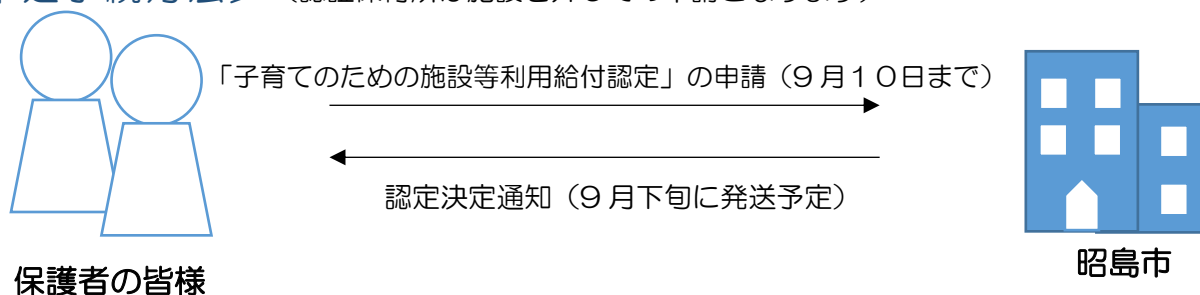
〔早わかりフローチャート〕



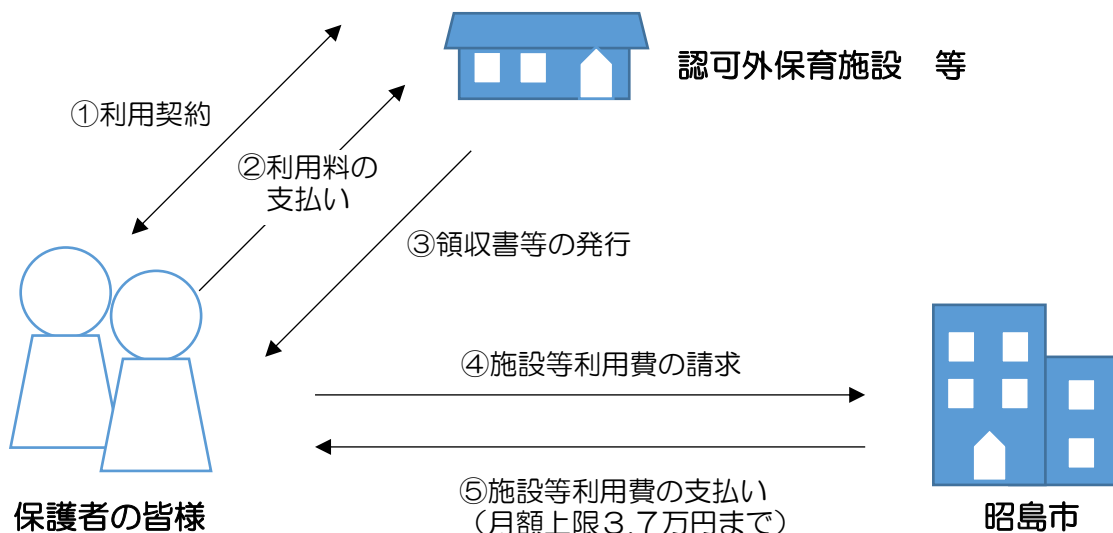
〔対象となる施設〕（市外施設も対象になります）

施設・事業	昭島市内の施設例
認可外保育施設、認可外の事業所内保育施設、居宅内保育（ベビーシッター）	<ul style="list-style-type: none"> ・西都ヤクルト昭島保育室 ・東京西徳州会病院 くじら保育室
東京都認証保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・つみき保育園 ・昭島ドリーム （認証保育所は施設を介しての申請となります）
病時保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育室「ひなたぼっこ」 ・病後児保育室「くろーばー」
一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・なしのき保育園
ファミリーサポートセンター事業 （送迎のみは対象外）	<ul style="list-style-type: none"> ・昭島市ファミリー・サポート・センター （保健福祉センター「あいぼっく」2F）

〔申込手続方法〕（認証保育所は施設を介しての申請となります）



〔10月以降、無償化のイメージ〕（認証保育所は、別途施設を通してお知らせします）



*今後変更になる場合があります。

<注意事項>

- ・保育の必要性の認定を受けていない場合は、市役所での申請が必要です。
- ・施設によって手続きが異なる場合があります。
- ・無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費等はこれまでどおり保護者の負担になります。

《問い合わせ》

昭島市子ども家庭部子ども子育て支援課

住所：昭島市田中町 1-17-1 市役所 1階 17番窓口

電話：042-544-5111 内線 2162～2165、2170、2171